

設置ステーションマニュアル

平時の準備

1. 利用者登録の受付

- ① 登録申請者である訪問看護ステーション（以下訪問看護 ST）より申し込みを受付ける。
- ② 設置ステーション（以下設置 ST）は訪問看護 ST に以下のことを確認する。
 - 1) 「簡易発電機等登録申請時・使用時（訪問看護 ST 確認用）」
の注意事項を理解できているか。 「様式 2-①」
 - 2) 「簡易発電機等を使用するに当たっての注意事項（利用者登録時申請書）」
を利用者と相互確認できているか。 「様式 2-②」
- ③ 設置 ST は「簡易発電機等貸し出し登録申請書」の原本を受け取る。 「様式 2-③」
※「様式 2-③」は設置 ST に提出するものとは別に 2 部準備し、登録申請する訪問看護 ST と登録利用者の双方で保管する。（複写可） 原本：設置 ST、コピー：訪問看護 ST で保管する。
- ④ 設置 ST は「登録者リスト」を作成する。 「別添2」
- ⑤ 登録完了の際に災害時の借り受けに必要である「簡易発電機等貸し出し使用申請書」
を事前に記載し 2 部準備しておくよう依頼する。（複写可）
原本：設置 ST、コピー：訪問看護 ST・利用者で保管 「様式 3」
- ⑥ 「登録者リスト」と「簡易発電機等貸し出し登録申請書」をブロック内の他の設置 ST と
情報共有しておく。
※ブロック内の他の設置 ST は控えを保管しておく。 「別添2」「様式 2-③」
（登録情報に変更等ないか、設置ステーション間で定期的に確認しておくこと）

2. メンテナンス

・設置 ST メンテナンス

- 6 か月毎に発電機・蓄電池の作動確認、消耗品など備品の確認を行う。
- ※オイル交換頻度：初回 20 時間、以降 100 時間作動毎もしくは 2 年に 1 回。
- 注：オイル量は約 200ml（入れすぎ・少なすぎ注意）、点検の都度蓋を締め直し
オイルを入れた後、蓋の周りを拭いておく。
- ※半年に 1 度「簡易発電機・蓄電池作動報告書」を協会に提出する。 「別添4」
- ※破損・作動の不具合等がある場合、ブロック災害委員に報告する。

・指定業者メンテナンス

- 2 年ごとのメンテナンス時には指定業者に発電機の発送を行う。
- ※点検内容に OIL 交換が含まれる為、事前に OIL を抜く必要はない。
（協会より発送指示あり。メンテナンス費用、備品費用は協会負担）
- 災害リュックの物品の補充などはブロック災害委員に報告（在庫数・消費期限・
購入等・リュックの活用方法については、ブロックで検討する。
- ※ 新設置ステーションにはリュックはない。

3. 簡易発電機使用研修の実施と受講者証の発行。

- ・貸出時に使用方法を正しく指導できるよう職員・ブロック近隣 ST 等と年 2 回の発電機使用研修を実施する（6 か月毎のメンテナンスと同時に研修を行うことも可能。2 月末までに 2 回の研修実施と事務局より届く設置ステーション業務委託料交付請求書を協会へ郵送する）。
- ・「簡易発電機使用方法の受講証明に係るチェックリスト」を理解した研修受講者には簡易発電機
使用方法受講証明書を発行、又は自身で取得して頂く。 「別添1」「別添3」
- ※参考資料「簡易発電機・蓄電池体験研修：タイムスケジュール&運営マニュアル」

4. その他

- ・契約期間内にやむを得ず設置 ST の変更がある場合は、災害委員、ブロックで相談の上、「設置
ステーション変更届」を記入、協会に報告する。 「別添5」
- ・大阪府と ST 協会で開催する災害時訓練に参加する。

訓練等で発電機を貸出す時

1. 借り受け申請者である訪問看護 ST より申し込みを受付ける。
 - ・設置 ST は借り受ける訪問看護 ST と「簡易発電機等貸し出し時の注意事項（研修・訓練時等）」を確認する。 「様式 1-①」
 - ・借り受ける訪問看護 ST より「簡易発電機等貸し出し及び使用申請書（研修・訓練時等）」を受け取り発電機を貸し出す。 「様式 1-②」
- ※「様式 1-②」は設置 ST と訪問看護 ST の相互で保管すること（複写可）
 - 原本：設置 ST、コピー：訪問看護 ST
- ① 貸出時：※Ⅰ 非常電源使用時チェック項目の「貸し出し前」「運搬時」を借り受ける訪問看護 ST と確認する。
借り受け・返却時の運搬者は「簡易発電機等研修」を受講した者であるか確認する。
- ② 返却時：※Ⅰ 非常電源使用時チェック項目の「返却時」を借り受けた訪問看護 ST と確認する。
（作動確認、作動時間の報告を受ける、物品チェック）
- ③ 「簡易発電機・蓄電池作動報告書」を記載し協会に（Fax）報告する。 「別添4」
- ④ 研修・訓練後、利用者登録の申し出がある場合は、平時の準備のⅠ.利用者登録の受付の方法で手続きを進める。

災害時の動き

1. 災害時の貸し出し方法
 - ① 借り受け申請者である訪問看護 ST からの問合わせに、「登録者リスト」で事前登録者であること、「簡易発電機等貸し出し登録申請書」があるかを確認する。 「別添2」「様式 2-③」
（緊急時は当日登録で貸し出し可。平時の準備のⅠ.利用者登録の受付の方法で手続きを進める。）
借り受け・返却時の運搬者は「簡易発電機等使用方法研修」を受講した者であるか確認する。
 - ② 貸出時：「簡易発電機等の貸し出し使用申請書（災害時）」を受け取る。 「様式3」
※Ⅰ 非常電源使用時チェック項目の「貸し出し前」と「運搬時」を借り受けに来た人と確認する。「様式3」を2部作成し（複写可）原本を設置 ST、写しを訪問看護 ST の控えとする。控えが無い場合は作成し（災害時で控えを準備できない時は同内容のメモ等でも可）使用申請をする訪問看護 ST と設置 ST で返却完了するまで双方の控えとして保管する。
 - ③ 返却時：※Ⅰ 非常電源使用時チェック項目の「返却時」を照合し、借り受けた訪問看護 ST と発電機の作動確認・物品のチェックを行う。
「簡易発電機等の貸し出し使用申請書（災害時）」の返却時の欄を記入し原本を保管する。 「様式 3」
 - ④ 使用後速やかに「簡易発電機・蓄電池作動報告書」を記入し協会に FAX 報告する。 「別添4」
2. 災害委員への報告
ブロックの SNS にて簡易発電機等の使用状況について災害委員に報告する。
3. 貸し出しがない場合
発電機等の貸し出しがない場合、地域のステーションのために設置 ST 内で携帯電話、タブレット等の緊急連絡用端末等の充電に使用することも可能とする。その際も「簡易発電機・蓄電池作動報告書」で報告を行う。 「別添4」
注：発電機等は登録者（生命を守る行動の）への貸し出しが最優先である。

※Ⅰ 「非常電源使用時チェック項目」は発電機本にラミネートし装備

このマニュアルを使用するにあたっての注意事項

- ・登録利用者の住所変更や死亡等があれば速やかに設置 ST に報告してもらうようブロック内で周知する。
- ・災害時申し込みが複数の場合は先着順とする。
- ・責任の所在を明確にするため“又貸し”は禁止とする。
- ・看護師以外の人（セラピスト、事務員等）による借受・返却は可能だが、運搬時の注意事項も含め「簡易発電機等研修」の参加は必須とする。
- ・1.登録申請時「様式 2-②」「別添2」の登録者 NO.
- 2.災害時貸し出し申請時「様式 3」の登録者 NO.
- 上記1.2の登録者 NO.については、設置 ST が番号を付与し「様式 2-②」「別添2」「様式 3」には同一番号を記入のこと。
- ・設置ステーション交代時は設置ステーション引継ぎ時項目チェックリストを使用し、相互で確認する。（別添6）

添付資料

様式 1-① 簡易発電機等貸し出し時の注意事項（研修・訓練時等）

様式 1-② 簡易発電機等貸し出し及び使用申請書（研修・訓練時等）

様式 2-① 簡易発電機等登録申請時・使用時の注意事項（訪問看護 ST 確認用）

様式 2-② 簡易発電機等を使用するにあたっての注意事項（利用者登録時申請用）

様式 2-③ 簡易発電機等貸し出し登録申請書

様式 3 簡易発電機等貸し出し使用申請書（災害時）

別添 1 簡易発電機等使用方法受講証明書

別添 2 登録者リスト

別添 3 簡易発電機使用方法の受講証明に係るチェックリスト

別添 4 簡易発電機・蓄電池作動報告書

別添 5 設置ステーション変更届

別添 6 設置ステーション引継ぎ時項目チェックリスト

（参考資料）簡易発電機・蓄電池体験研修：タイムスケジュール&運営マニュアル

様式Ⅰ-①

簡易発電機等貸し出し時の注意事項（研修・訓練時等）

【貸出目的】

1. 人工呼吸器装着者の簡易発電機等の使用は、訪問看護師が安全にサポートできるよう、日頃から研修・訓練等を行うため
2. 簡易発電機等への知識・使用方法の習得のために、訪問看護師などを対象とした、「簡易発電機等使用方法」の研修会・訓練の機会を各地域（設置ステーション）で行うため
3. 上記研修に参加できない場合や地域の多職種での簡易発電機等使用のための研修・訓練を行うため

【注意事項】

- ☐ 研修・訓練のために使用する際は、当会の「簡易発電機等使用方法」の研修・訓練を受け、簡易発電機等使用方法受講証明書を持参している訪問看護師が同席し、当該訪問看護師の監督下で行う場合にのみ許可する。
看護師以外の人（セラピスト・事務員等）による借受・返却は可能ですが運搬時の注意事項も含め「簡易発電機等使用方法」研修を受講した者に限ります。

- ☐ 研修・訓練のための貸し出しを希望する場合は、別紙「様式Ⅰ-②」に必要事項を記入し、設置ステーションに貸し出し及び使用申請を行う。

《申請方法》

- ① 事前に、貸し出し希望の設置ステーションに連絡し、貸し出しの可否を確認してください。
- ② 様式Ⅰ-②に、必要事項を記入し設置ステーションに提出する。（FAXでも可）

- ☐ 簡易発電機等の搬送は、借りる側の訪問看護ステーションの責任となります。
（破損しないように注意してください）
- ☐ 研修・訓練等で簡易発電機を使用する場合は、人工呼吸器等の精密機器には接続しないでください。
当会及び、設置ステーションで研修や訓練を行った場合は、研修や訓練を受けた訪問看護師等に対し『発電機使用研修受講証明書』の発行をすることができる（様式は当会ホームページからダウンロードできます。
研修をうけた訪問看護師が自身でご記入ください）。
- ☐ 簡易発電機を発動させるためのカセットボンベは借りる側で準備をしてください。
- ☐ 貸し出し時や返却時は、貸す側と借りる側の双方で故障等がないか確認してください。
- ☐ 簡易発電機を作動する際は、注意事項を厳守し安全な場所（屋内不可）で行って下さい。
また、簡易発電機等は水に弱く、水に濡れると感電や故障の原因となりますのでご注意ください。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
住所 大阪市中央区谷町 6 丁目 4 番 8 号 新空堀ビル 205 号
TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

様式Ⅰ-②

簡易発電機等貸し出し及び使用申請書（研修・訓練時等）

大阪府訪問看護ステーション協会

設置ステーション 殿

私は、注意事項（様式Ⅰ-①）を十分理解した上で発電機等の貸し出し及び使用を申請します。

申請日 年 月 日

借受け責任者記入欄

ステーション名： 責任者氏名：

住所： 電話番号：

貸与期間 年 月 日 ～ 年 月 日

・貸借物品 ☐簡易発電機（ 台） ☐蓄電池（ 台） ☐ケーブル（ 本）
☐その他（ ）

設置ステーション記入欄

貸出日： 年 月 日 借受け者氏名：

☐発電機機体番号： ☐蓄電池機体番号：

.....

（以下は、返却時に設置 ST が記入すること）

返却日： 年 月 日 返却者氏名：

・返却物品 ☐簡易発電機（ 台） ☐蓄電池（ 台） ☐ケーブル（ 本）
☐その他（ ）

☐発電機機体番号： ☐蓄電池機体番号：

返却確認者氏名：

作動時間：	時間	分
-------	----	---

※ 本書は、設置ステーション・訪問看護ステーション（借受者）の相互で保管する（複写可）

様式2-①

簡易発電機等登録申請時・使用時の注意事項（訪問看護ST確認用）

本事業は、災害発生などの緊急時に、簡易発電機及びその付属品（以下、これらをまとめて「簡易発電機等」といいます。）を利用者家族に貸し出す事業です。

本注意事項をよくお読みいただき、ご了解いただいたうえで、申請のサポートをしていただきますようお願いいたします。

また、本事業の貸し出し対象である簡易発電機は、精密機器である人工呼吸器を直接稼働させるために製造されたものではありません。人工呼吸器専用のものではありませんので、使用方法などマニュアルも熟読したうえで使用していただくようお願いいたします。（通常、事前に呼吸器専用バッテリーを充電しておき、人工呼吸器を稼働させるのが原則です）。

- ☐ 本事業における簡易発電機等の貸し出しは、訪問看護利用中のかたのみです。
- ☐ 設置ステーションの被災等で発電機等の貸出ができない場合があります。このような事態を想定し、利用者にはできるだけ個々のご家庭で事前に発電機、もしくはバッテリーや蓄電池を多めに持っていただくよう日頃から勧めてください。
- ☐ 利用者には利用者用の注意事項を必ず説明・再確認してください。
- ☐ 使用する住所地在申請時と異なる場合（避難先等）は、設置ステーションに速やかに連絡してください。
- ☐ 訪問看護ステーションは発電機を講習・練習用に借りることができます（いざと言う時使用できるための講習や練習以外には使用しないでください。返却時は作動確認してください）
- ☐ 簡易発電機等の取扱者は、事前に「簡易発電機等使用方法」の研修を必ず受講して下さい（始動は研修を受けた訪問看護師のみとします。借受時の運搬はセラピスト、事務員等でも研修受講していれば可）。
- ☐ 利用者に発電機を渡すだけの業務ではありません。初めて発電機を使用する利用者（違う機種 of 呼吸器である場合も含む）の場合、必ず「発電機使用方法受講証明書」を持っている訪問看護師と一緒に起動し、作動確認をしてください。発電機との接続終了時やボンベの交換は家人にて行ってもらいます。（夜間の発電機始動は大きな音がしますので、夜は可能な限り、予備バッテリーの使用を指導してください）。
- ☐ 呼吸器の動作が不良である場合蘇生バッグによる人工呼吸を行って下さい。
- ☐ 不誠実と判断できる対応や、練習不足と判断される謝った使用方法で発電機や呼吸器が故障した場合は、対応した看護師および事業所に修理にかかる費用等が請求される場合があります。
- ☐ 破損・作動しないなど故障があれば速やかに設置ステーションに連絡してください。
- ☐ ライフラインが復旧し（復電）発電機等が不要になった場合は、速やかに返却してください。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
 住所 大阪市中央区谷町 6 丁目 4 番 8 号 新空堀ビル 205 号
 TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

様式2-②

簡易発電機等を使用するに当たっての注意事項（利用者登録時申請用）

本事業は、災害発生などの緊急時に、簡易発電機及びその付属品（以下、これらをまとめて「簡易発電機等」といいます。）を利用者家族に貸し出す事業です。本注意事項をよくお読みいただき、ご了解いただいたうえで、申請をしていただきますようお願いいたします。

また、本事業の貸し出し対象である**簡易発電機**は、精密機器である人工呼吸器を直接稼働させるために製造されたものではありません。**人工呼吸器専用のもではありませんので**、使用方法などマニュアルも熟読したうえで使用していただくようお願いいたします。（通常、事前に呼吸器専用バッテリーを充電しておき、人工呼吸器を稼働させるのが原則です。）

- ☐ 簡易発電機等は、マニュアル及び訪問看護ステーション（訪問看護師）の指示のもと、正しく使用してください。
- ☐ 災害時、担当する訪問看護ステーション及び設置ステーションの被災状況により簡易発電機等をお貸しできない可能性もあります。各ご家庭での簡易発電機、バッテリー及び蓄電池のご準備を推奨します。
- ☐ 簡易発電機に使用するカセットコンロ用ボンベは、使用者（患家）にて準備をお願いします。
または、使用後に補充をお願いいたします。
- ☐ 簡易発電機を室内で使用すると、一酸化炭素中毒となるおそれがあるため、簡易発電機の室内使用は禁止とします。
- ☐ 簡易発電機を作動させると騒音が出ます。集合住宅や隣家とあまり離れていない場合には、あらかじめ使用されるご家族において近隣住民へのご説明をお願いします。
- ☐ ライフラインが復旧し（復電）簡易発電機等が不要になった場合は、速やかにご利用中の訪問看護ステーションに返却してください。
- ☐ 使用する住所地が申請時と異なる場合（避難先等）は、ご利用中の訪問看護ステーションまで速やかに連絡してください。
- ☐ 使用申請書記載情報は、簡易発電機等の貸出が速やかに行われるように、申請した設置ステーションから、同ブロック内の他の設置ステーション（発災時、必要に応じて他のブロックの設置ステーション）にも提供し、情報を共有します。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

住所 大阪市中央区谷町6丁目4番8号 新空堀ビル 205号

TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

様式2-③

登録者
No.簡易発電機等貸し出し登録申請書

大阪府訪問看護ステーション協会

設置ステーション() 殿

私は注意事項(様式2-②)を十分理解した上で、災害発生時における発電機等の貸し出し登録を申請します。

申請日 年 月 日

- ☐ 申請にあたり、簡易発電機等の貸し出し及び登録申請書の記載情報を貴設置ステーションより同ブロック内の他の設置ステーション(但し、発災時に於いては他のブロックの設置ステーション)にも提供し、情報を共有することに同意します。

(ご利用者)

住所:

フリガナ

氏名:

電話:

(申請ステーション)

住所:

ステーション名:

電話:

(連携訪問看護ステーション)

ステーション名:

電話:

ステーション名:

電話:

ステーション名:

電話:

◎本申請書は、設置ステーション、ご利用者、利用中の訪問看護ステーションで保管する(複写可)

様式 3

登録者
No.

簡易発電機等貸し出し使用申請書(災害時)

大阪府訪問看護ステーション協会

設置ステーション() 殿

私は、注意事項(様式2-②)を十分理解した上で発電機等の貸し出し及び使用を申請します

貸借日 年 月 日

ステーション名:

連絡先:

借りに来た人の氏名:

対象となる利用者(登録者)氏名:

貸借物品 ☐ 簡易発電機 (台) ☐ 蓄電池 (台) ☐ ケーブル (本)☐ その他 ()☐ 発電機機体番号: _____☐ 蓄電池機体番号: _____

貸出者氏名:

(以下は、返却時に記入すること)

返却日 年 月 日

返却物品 ☐ 簡易発電機 (台) ☐ 蓄電池 (台) ☐ ケーブル (本)☐ その他 ()☐ 発電機機体番号: _____☐ 蓄電池機体番号: _____

返却に来た人のステーション名:

氏名:

返却確認者氏名:

作動時間: 時間 分

設置ステーション(発電機設置拠点)の連絡先

ステーション名

住 所

電話番号

別添Ⅰ 簡易発電機等使用方法受講証明書

- 設置ステーションが行う「簡易発電機等使用方法」の研修修了者が取得できます。
- 「簡易発電機等の使用方法」の研修に参加されましたら、下記の用紙に、研修受講年月日、ステーション名氏名を記入して携帯し、発電機を借り受ける際には提示し、受講済である確認を受けてください。
- 安全に使用して頂くため発電機を使用する時、必ず「発電機使用方法受講証明書」を持っている訪問看護師と一緒に起動、作動確認をします。

 簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) 大阪府訪問看護ステーション (氏 名) (発行先) ○○○○訪問看護ステーション	 簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) (氏 名) (発行先)
 簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) (氏 名) (発行先)	 簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) (氏 名) (発行先)
 簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) (氏 名) (発行先)	 簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) (氏 名) (発行先)

ネームプレートなどに入れて携帯してください

別添2 登録者リスト (ブロック・設置ステーション:) No.

登録者 No.	登録利用者の氏名	登録利用者の住所	担当訪問看護ステーション名 (担当者;)	訪問看護ステーション連絡先
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX

登録者リスト (ブロック・設置ステーション:) No.

登録者 No.	登録利用者の氏名	登録利用者の住所	担当訪問看護ステーション名 (担当者;)	訪問看護ステーション連絡先
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX
			(担当者;)	TEL FAX

別添3 簡易発電機使用方法の受講証明に係るチェックリスト

後述するチェックリストを満たせば、発電機使用方法の受講証明を発行頂けます。尚、簡易マニュアルを見なくとも実行できる必要はなく、簡易マニュアルをしっかりと確認しながらそれぞれの項目を実行できるかどうかをチェックしてください。

○発電機の使用方法		
【簡易マニュアル A-1 発電機の始動について】	チェック	備考
①発電機使用場所の周囲の点検ができる ※屋内では使用できない事を確認		
②カセットボンベの取付ができる		
③発電機の始動ができる		
【簡易マニュアル A-2 機器との接続について】		
①蓄電池との接続ができる		
②機器との接続ができる ※蓄電池の消費電力をチェックできる		
【簡易マニュアル A-3 ボンベの交換について】		
①発電機を正しく停止できる		
②カセットボンベの取外し・取付けができる		
③発電機の再始動ができる		
④正しく運搬できる		
○発電機の管理方法		
【簡易マニュアル B-1 運搬方法について】	チェック	備考
①非常電源確保に必要な物品を理解している		
②運搬・移動時の注意事項を理解している		
③発電機の運搬方法を理解している		
【簡易マニュアル B-2 使用前点検について】		
①Oリングの点検ができる		
②エンジンオイルの点検ができる		
③エアクリーナーの点検ができる		
【簡易マニュアル B-3 管理の方法について】 (実施困難な場合は説明を受け理解できる)		
①発電機の掃除ができる ※水洗いはできない事を確認		
②発電機を正しく保管できる		
③蓄電池を正しく保管できる		
④カセットボンベを正しく保管できる		
【簡易マニュアル B-4 整備と点検について】 (実施困難な場合は説明を受け理解できる)		
①エンジンオイルを交換できる		
②エアクリーナーの点検ができる		

別添4 簡易発電機・蓄電池作動報告書

設置 ステーション			ブロック名	
使用 場所	利用者宅 ステーション その他()			
機体 番号	発電機	—	発電機	—
	蓄電池	—	蓄電池	—

作動報告

作動年月日	年 月 日(回目)
手順 A-1～A-4 の通りにできた (○で囲む)	はい いいえ
始動に問題なかった (○で囲む)	はい いいえ
作動時間	時間 分
作動時間計 (初回 20 時間、以降 100 時間作動)	時間 分
オイル交換年月日	年 月 日
蓄電池 充電及び正常出力の確認 (○で囲む)	済 未
非常用電源及び備品確認 (☑を入れる)	☐ 全て揃っている ☐ 不足物品あり
使用理由 (○で囲む)	訓練 研修 地震による停電 台風による停電 事故等による停電
研修年月日	年 月 日
参加者数	名
受講証明発行数	枚

報告者

報告日: 年 月 日

別添 5

設置ステーション変更届 (ブロック)

大阪府訪問看護ステーション協会 御中

設置ステーション名: _____

貴会より設置ステーションの委託を受けておりましたが

(委託期間満了・委託継続困難)のため設置ステーションを変更いたします。

*受け渡し年月日: 年 月 日～

*変更先訪問看護ステーション名: _____

NO	発電機機体番号	NO	蓄電池機体番号
	—		—
	—		—

※1:原則 2 年任期です。変更の際はブロックへの報告、相談が必要です。報告、相談なく変更はできません。

※2:別添5の報告は変更前の設置ステーションが記入→ブロック災害委員が協会事務局へ FAX にて報告してください。

送信先

大阪府訪問看護ステーション協会

06-6767-3801

別添6

設置ステーション引継ぎ時項目チェックリスト

※双方で確認し、確実に引き継いだ事を確認する事

チェック

発電機	機体番号() テプラ (—)	発電機 1 取扱説明書あり	
	機体番号() テプラ (—)	発電機 2 取扱説明書あり	
	オイル交換用容器(※注入口長短各1+トレイ有のものもあり)		
	延長コード 2 本		
	オイル交換用エンジンオイル		
	オイル廃棄用 BOX		
	ガスボンベ(※使用期限あり要確認)		
	並列運転用専用コード1本(発電機が2台あるステーションのみ)		
蓄電池	機体番号() テプラ (—)	蓄電器 1	
	機体番号() テプラ (—)	蓄電器 2	
	電源コード 2 本		
	シガレットコード 2 本		
その他	設置ステーションマニュアル(黄ファイル) ※災害委員兼任の場合は2冊になる		

※ガスボンベ等発電に必要な備品は協会から購入費が出ます。(都度報告・領収書提出要)

※バック内の上記以外の中身や補充・購入は各ブロックで検討しブロック費で行う

(都度報告・領収書提出要)

※オイル廃棄用 BOX は協会から配布される。(最終配布 2024.12 月)

2年に1度の業者による点検時は、業者でオイル交換を行う。

黒のリュックの中身や台車については、ブロック管理であるが、新設置ステーションには配布なし

(参考資料)

設置ステーション 簡易発電機・蓄電池体験研修:タイムスケジュール&運営マニュアル(案)

	準備 日程	項目	方法	備考
1ヶ月前	/	研修案内	ブロック内事業所に対して管理者会や MSC で告知	FAX 等にて受付
1週間前	/	研修準備	時間がある時に物品の確認を進める マニュアルの確認、読み合わせをする 感染予防対策として アルコール消毒薬・除菌シート・ゴミ袋の準備を推奨	<オイル交換時> 前回オイル交換日(年 月 日) 次回オイル交換日(年 月 日) ☐ドライバー ☐オイル&オイル入れボトル ☐トレイ ☐プラスチック手袋 ☐ペットシーツ ☐除菌シート ☐オイル廃棄パック
当日	/	研修実施	10分 オリエンテーション(: ~ :) 発電機稼働～蓄電池接続までの流れ説明(A1-A4 説明) 移動時の注意点の説明	オリエンテーションを短くする
			30分 実施(: ~ :) 参加者を2グループに分ける ①マニュアルを読む ②実施する(発電機の稼働を必ず体験すること) ③チェックする 別添3を利用	全員が①②③を体験できるよう時間配分を考慮する ☐ 別添3チェックリスト(参加人数分)
			10分 オイル交換 説明(: ~ :) 2年に1度のオイル交換は業者メンテナンス時に行われるため 口頭での説明のみとする	オイル 200ml(入れすぎ・少なすぎに注意) 点検のつど蓋を閉め直す。 オイルを入れた後、蓋の周りを拭いておく。
			10分 受講証明書の準備があれば配布(: ~ :) 挨拶	終了後受講証明書を取得する方法を説明する ※協会ホームページの設置ステーションマニュアル内にテンプレートあり
1ヶ月以内	/	研修振り返り	設置ステーション&ブロック長・災害委員にて振り返り ①良かった点と悪かった点を次回に繋げる ②リュックの中身を確認(中身について各ブロックで確認) ③「その他備品」の不足品や機械の作動不具合等を各ステーションから災害委員に報告 作動に必要な備品は協会が負担(都度領収書とともに協会へ報告)	

※1年目ステーションは、経験済みステーションの体験研修を見学ののち、主催する。

2025 年6月改